

意見の概要	意見に対する見解
<p>1. 下水道・集落排水処理施設等と浄化槽との役割・調整について、国土交通省・農林水産省・環境省の合同の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」では、経済比較を基本としていますが、計画案では経済比較がなされていません。また、下水道・集落排水処理施設について、人口減少等を勘案して、施設ごとの経済状況の現状と将来見込みを作成するべきだと思います。</p> <p>2. 公共用水域の保全に悪影響を与える単独処理浄化槽が、設置されている浄化槽の約60%を占めており、合併処理浄化槽への転換が急務となっています。合併処理浄化槽の転換を促進するためには、個人負担ではなく、市町村設置型によることが必要だと思います。人口減少や自然災害への即応を勘案し、合併処理浄化槽の整備へ事業転換することも考慮すべきだと思います。</p> <p>3. P12の合併処理浄化槽整備事業の数値が鳥取県のデータと異なっています。</p> <p>4. 今回の見直し計画と平成24年度に鳥取県が策定している計画との関係はどうなりますか。また、改正（変更）されますか。</p>	<p>1. 生活排水処理施設の整備は、各地域の実情等に応じ効率的に実施することとしており、本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指針を踏まえ策定するものです。</p> <p>2. 公共用水域保全のため、合併処理浄化槽の設置を促していく必要があることから、その旨計画に記載しているところであります。また、市町村設置型による整備については、今後、市町ごとに地域の実情等を勘案し総合的に判断していくこととなります。</p> <p>3. 数値の取りまとめ時期の相違による誤差と考えており、基準時における適正な数値です。</p> <p>4. 本計画は、鳥取県東部圏域の1市4町と鳥取県東部広域行政管理組合が廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により策定するものです。鳥取県が策定する鳥取県整備構想に係る今後の改訂にあたっては、他の関連する計画を含め整合を図ったうえで策定されるものと考えています。</p>